

令和4年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の 「確認書」を発送します

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税状況を活用し、7月上旬以降、「確認書」を順次発送します。

1 給付額

1世帯あたり10万円（1回限り）

2 対象世帯

令和4年6月1日時点で川崎市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度住民税が非課税である世帯（令和4年度住民税非課税世帯）

※ 令和3年度住民税非課税世帯に対する給付金又は家計急変世帯に対する給付金を既に受給した世帯は対象外です。

※ 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

3 発送時期・手続方法

（1）世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

対象世帯には、給付内容や確認事項が記載された「確認書」を令和4年7月上旬以降、順次発送します。

送付された「確認書」に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で市に返送してください。

（2）世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入された方がいる場合

給付金を受給するためには、申請書の提出が必要です。申請書は令和4年7月中旬以降、市ホームページに掲載します。

申請書をホームページからダウンロードして市に郵送で提出してください。ダウンロードが困難な場合には、川崎市臨時特別給付金コールセンターにお問い合わせください。

4 申請期限

令和4年10月31日（月）（当日消印有効）

5 その他

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯（家計急変世帯）に対する給付金についても、引き続き、令和4年9月30日（金）まで申請を受け付けています。

6 問合せ先

川崎市臨時特別給付金コールセンター

フリーダイヤル：0120-200-113

受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土日・祝日は除く）

※本給付金制度の詳細については、下記、市ホームページを御覧ください。

【令和4年度住民税非課税世帯に対する給付金の手続き】

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000140343.html>

【問合せ先】

川崎市健康福祉局総務部臨時特別給付金担当 森

電話 044-200-1435